

京都市燃料電池自動車等の貸出事業に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、京都市内の法人、団体等が、京都市内で開催するイベントや自社広報等において燃料電池自動車（以下「FCV」という。）を活用することにより、市民、事業者への水素エネルギーの理解促進を図るとともに、業務等での活用を通じ、法人、団体等のFCVの購買意欲の醸成等を図るため、法人、団体等へのFCV及び外部給電器等（以下「FCV等」という。）の貸出事業に関して必要な事項を定めるものである。

(貸出車両等)

第2条 貸出を行うFCV等は、別表のとおりとする。

(実施期間)

第3条 貸出事業の実施期間は、当該貸出をしようとする日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(貸出対象者)

第4条 FCV等の貸出の対象者は、市内に事業所を有する法人、個人事業主又は市内に活動拠点のある自治会・町内会、民間非営利団体（NPO）等の団体とする。

2 前項に定めるほか、FCV等の貸出の対象者は、次の各号のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 暴力団員等（京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する者）
- (2) 暴力団（同条例第2条第1号に規定する暴力団）
- (3) 法人等の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(貸出条件)

第5条 FCV等の貸出の条件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) FCVを業務等に活用している様子を可能な限り広報媒体で発信すること。
- (2) 次のいずれかの条件に該当すること。

ア 貸出期間中に1回以上、市内企業や市民等を対象としたイベントにFCVを活用すること。

イ 水素で走行する車であることが分かる内容のマグネット等をFCVの車体に貼付し、FCVを業務に活用すること。

なお、FCVの活用にあたっては、1日当たりおおむね10km以上又は60分以上、市内を走行することとする。

ウ FCV等を活用し、市内企業や市民等にFCVを周知する取組を実施すること。

- (3) 車両を汚損させるおそれがなく、適正に管理できる保管場所を用意できること。

(貸出期間)

第6条 F C V等の貸出を行う期間は、1回当たり4週間を上限とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、貸出期間を延長することができる。

(費用負担)

第7条 F C V等の貸出は、無料とする。ただし、燃料として使用する水素に係る費用は、第9条1項の承認を受けた者（以下「被承認者」という。）の負担とする。

(貸出申請)

第8条 F C V等の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次により、あらかじめ貸出を希望する期間、貸渡及び返却日時その他必要な事項を明示して予約し、その後貸出申請を行うものとする。

- (1) 申請者は、原則として、貸出を受けようとする日の2週間前までに、貸出の希望を環境政策局地球温暖化対策室（以下「市担当」という。）に連絡し、予約しなければならない。
- (2) 市担当は、申請者からの貸出の希望を整理のうえ、F C V等の貸出期間を決定し、速やかに申請者に連絡するものとする。
- (3) 申請者は、F C Vの使用を開始しようとする日の1週間前までにF C V等貸出申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出承認及び貸渡)

第9条 市長は、前条第3号の申請書を受理したときは、その内容を精査し、貸出を適当と認めるときは、F C V等貸出承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 F C V等の貸渡は、F C V等貸出承認書（第2号様式）に示した貸出承認日時の期間内に、同承認書に示した貸渡場所で行うものとする。

(返却及び使用報告)

第10条 被承認者は、F C V等の使用を終えたときは、F C V等貸出承認書（第2号様式）に示した返却場所に返却し、F C V等の汚損状況等を報告しなければならない。

2 被承認者は、F C Vに燃料（水素）使用分を充填したうえで返却するものとする。

3 被承認者は、F C V等の使用終了後1週間以内に、F C V等使用報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出承認の取消し)

第11条 市長は、次の各号の一に該当するときは、貸出承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、文書により通知するものとする。

- (1) 事故、盗難、不返却、リコール、天災その他の被承認者又は市のいずれの責によらな

い事由により、F C V等を貸出ができないとき。

- (2) 災害等の緊急かつやむを得ない理由により、F C V等を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - (3) 運行上その他の事情でF C V等に支障が生じたとき。
 - (4) 偽りその他不正な行為により、貸出承認を受けたとき。
 - (5) F C V等に故障等が生じたとき。
 - (6) その他市長が貸出をすることを適当でないと認めたとき。
- 2 貸出承認を取り消された被承認者は、速やかにF C V等を返却するものとする。

(目的外の使用等の禁止)

第12条 被承認者は、F C V等を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

2 被承認者は、運転前に運転者について次の各号に掲げる事項のほか、安全な運転に支障がないことを確認しなければならない。

- (1) 運転時に有効な普通運転免許証を携帯していること。
- (2) 体調不良ではないこと。また、薬の服用をしていないこと。
- (3) 運転に際して運転補助装置を必要としないこと。
- (4) 酒酔い又は酒気帯びの状態ではないこと。

(承認内容の変更等)

第13条 被承認者は、第9条の貸出承認を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出を中止しようとするときは、速やかに変更届出書(第4号様式)を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な内容であるときは、速やかに連絡することとし、この限りでない。

(貸出の中止等)

第14条 市長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、貸出を中止する。

2 前項の規定による中止により被承認者が被る損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(遵守事項)

第15条 被承認者及び運転者(以下「運転者等」という。)は、道路交通法等の関係法令を遵守し、F C V等を適正に使用しなければならない。

2 運転者等は、F C V等について、善良な管理者としての注意義務をもって使用し、保管しなければならない。

3 被承認者は、F C V等を汚損、滅失又は毀損した場合には、直ちに市に報告しなければならない。

(損害賠償)

第16条 被承認者は、自己の責に帰すべき理由によりF C V等を使用して第三者又は市

に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(盗難発生時等の措置)

第17条 被承認者又は運転者は、使用期間中にFCV等の盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報するとともに、被害状況等を市に報告すること。
- (2) 盗難等に関し、市及び市が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(故障発生時の措置)

第18条 被承認者又は運転者は、使用期間中に車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、市に報告するとともに、市の指示に従うものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、所管担当部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月8日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年5月13日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から実施する。

別表（第2条関係）

FCV	車種	数量
	トヨタ自動車 MIRAI	1台
外部給電器	機器名称	数量
	ニチコン EVパワー・ステーション「パワー・ムーバー」	1基
	本田技研工業 POWER EXPORTER 9000	1基

第1号様式（第8条関係）

F C V等貸出申請書

(あて先)
京都市長

年 月 日

(申請者) 法人・団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

京都市燃料電池自動車等の貸出事業に関する要領第8条第1項第3号の規定により、下記のとおり貸出について申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで			
使用目的				
代表運転者 (申請者と異なる場合)	氏名		住所	
外部給電器 の活用希望	活用希望： あり ・ なし (いずれかに○) 電源種別： 100V ・ 200V (いずれかに○) 活用内容 (あり場合)：			
誓約事項	確認の上、チェックを入れてください <input type="checkbox"/> 京都市燃料電池自動車等の貸出事業に関する要領を承認のうえ、F C V等を借受けます。			

<添付資料>

- ・ F C V等活用計画書 (別紙)

申請担当者

氏 名	
所属・役職等	
電 話 番 号	
メールアドレス	

F C V等貸出承認書

年 月 日

様

京都市長

年 月 日付けで申請のあったF C V等の貸出については、京都市燃料電池自動車等の貸出事業に関する要領第9条第1項の規定により承認します。

記

貸出承認日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
貸出内容	貸出申請書のとおり
貸渡・返却場所	住 所： TEL：
外部給電器の貸出	あり（100V用・200V用） ・ なし ※ 貸出方法については、本市との協議によるものとする。
そ の 他	1 F C V等を借り受ける際は、本貸出書を上記の貸出・返却場所に持参してください。 2 貸出場所において、燃料量、車両の汚損等の確認を行ってください。 3 F C V等の借受けに当たっては、京都市燃料電池自動車等の貸出事業に関する要領を遵守してください。 4 F C Vの返却前には、近隣の水素ステーションにおいて水素を使用した分充填してください。 5 F C V等は、承認した期間内に必ず返却してください。 6 F C Vの利用に当たっては法令を遵守し、違法駐車等の法令違反があった場合は、反則金の支払い等の違反処理後に車両を返却してください。

第3号様式（第10条関係）

F C V等使用報告書

(あて先)
京都市長

年 月 日

(申請者) 法人・団体名 _____

所 在 地 _____

代表者氏名 _____

借り受けましたF C V等について、京都市燃料電池自動車等の貸出事業に関する要領第10条に基づき、次のとおり使用状況を報告します。

活用状況の 発信方法 (第5条1項1号関係)	WEBの場合はURLを記載し出力した用紙を添付、チラシ等の紙媒体の場合はその写しを添付してください。
F C Vの 周知取組 (第5条1項2号関係)	<input type="radio"/> 取組内容
	<input type="radio"/> 周知した人数・車両の走行距離
	<input type="radio"/> 取組の様子・来場者の反応等（写真等がある場合は添付してください。）
	<input type="radio"/> その他感想・意見等
車両の 汚損状況等	<input type="radio"/> 車両の汚損状況（汚損がない場合も状況がわかる写真を添付してください）

- 注1 報告内容に応じて、記入欄の大きさを調整するか追加資料を添付してください。
2 報告書の内容は、活用実績の報告や紹介などのため、説明資料や本市ホームページ等へ掲載させていただくことがあります。あらかじめ御了承ください。

変更届出書

(あて先)
京都市長

年 月 日

(申請者) 法人・団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

京都市燃料電池自動車等の貸出事業に関する要領第13条の規定により、下記のとおり承認内容の変更又は貸出の中止について届け出ます。

記

1 届出の内容 承認内容の変更 ・ 貸出の中止
(どちらかに丸をつけてください。)

2 変更の内容（貸出の中止の場合は記入不要です。）

変更事項	変更前	変更後

注 変更内容が確認できる書類を添付してください。

3 承認内容の変更又は貸出の中止の理由

--